

## 中部大学における障がいのある学生への支援に関する指針

### 1. 目的

この指針は、「障害者基本法」の基本理念および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に準拠して、中部大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）に対する差別的取扱いの解消を推進し、学生生活を支援することを目的とする。

### 2. 基本理念

本学は、建学の精神「不言実行、あてになる人間」の理念を通して、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間の育成を目指している。本学は、この理念に基づいて、障がい学生の自立および社会参加を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての学生が適正な環境のもとで学生生活が送れるよう修学支援、学生生活支援、キャリア支援など総合的な支援に取り組むものとする。

### 3. 対象

障がい学生とは、本学に在籍する学生のうち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。）がある者であって、障がいおよび社会的障壁<sup>(※1)</sup>により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に限るものではない。

### 4. 基本方針

- (1) 障がい学生に対する修学支援は、原則として本人およびその保護者からの支援要請に基づき行うものとする。
- (2) すべての学生に対する修学支援の一環として「障がい学生支援」をとらえ、各部署が主体的に関わり、専門性のある支援体制を確立する。
- (3) 修学支援は、原則として受験時、入学時、学年開始時の面談の際などに、大学と本人およびその保護者が、十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、大学から提供するものとする。
- (4) 障がい学生の内発的主体性を育み、自立と社会参加につながる支援を行う。
- (5) 障がいの有無にかかわらず、学生が共に学びやすい環境づくりに努める。
- (6) 学内・外の関係機関との有機的な連携に基づく支援を行う。
- (7) 個々の状態や障がいの特性に応じ、適宜改善する姿勢で取り組む。

(※1) 「障害者基本法」では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義している。